

商業登記については

沼津、静岡、浜松が受付法務局と統合され、榛南地区は静岡、旧御前崎町、浜岡地区は浜松の法務局へ書類を提出することとなりました。

事務所通信

日に日に暖かくなってきて、いよいよ春到来です。

静岡も桜の開花宣言が発表されました。川の土手や、山々の桜が一斉に咲く季節となり、何となく、気持ちが明るくなってきました。

まだまだ、厳しい業界もありますが、少し気持ちを切り替え、桜を楽しみながら、仕事に取り組んでいきたいと思っています。

さて、今回の事務所通信は「民法改正」について、お知らせします。

「120年ぶりの大改正」と言われている今回の改正ですが、日々の生活に関係する所を、いくつかお知らせしていきたいと思ひます。

ぜひご一読下さい。



事務所からのお知らせ

イ) はりはら塾「私も出来る遺言書」の申込手続きを行っています。

自分で遺言書が書けるまでを解説します。今回は、税理士さんもお呼びします。

6月3日～8月5日まで計6回行います。申込みは、事務所に連絡をお願いします。



ロ) 落語会が行われます。

桂九雀さん・桂ちょうばさんが来られます

日時：5月22日(金)午後6時～ 会場：坂部区民センター

木戸銭 1人 1,500円 です。 チケットは事務所まで



平成27年4月吉日

<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

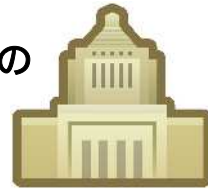
司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

1. 今回（今年3月の国会で審議予定）の改正点の重要ポイントは



- イ) 時効期間を5年に統一する
- ロ) アパート等の「敷金」の定義の明確化
- ハ) 約款のルール明確化
- ニ) 個人保証の取扱いの変更
- ホ) 法定利率を3%の変動制へ

等があります。

2. 変更点主な所は

- イ) 職業や債権の種類によって、分かれていた消滅時効（期間が過ぎれば権利を失う）期間を、債権者が知った時から5年、行使できる時から10年に統一しました。
- ロ) アパートを借りる時の敷金などは、債務を控除した後は、返還すると明確化し、同時に借主は退去する時、損傷等があれば原状に復する義務ありとしました。
- ハ) ネット取引などの際、使われる「約款」について、「商品がこわれていても責任は負いません」など取引相手を一方的に害するものは無効とする。と規定しました。
- ニ) 会社の借入れに際し、第三者（個人）が個人保証する場合、公正証書にて保証意思を確認することを義務づけることにしました。

ホ) 今まで借入れをした際の民法での法定利率は、個人間では年5%（商人は6%）とされていました。この法定利率を年3%とし、変動制とすることにしました。

利息の実際は、住宅ローンなどは、1%前後で行っていますので、この利息の適用は、個人間での取引などで利用が生じるのではと思います。

民法の改正点は、これだけでなく、「120年以来の大改正」と言われていますので、まだまだあります。4月に入り国会を通りますと、実態が見えてきますので、今後のニュースに注目して下さい。

3. 商業登記手続きが、少し変更になっています。



会社代表者の辞任は、実印の辞任届。

取締役就任の際は、免許証のコピー（裏表）か住民票が必要と為りました。

取引の際、売主買主の免許証のコピーをいただいて、本人確認をすることが、慣行となってきましたが、会社関係の手続きについては、あまり強く言われていませんでした。そのため、知らない内に役員に就任したり、辞任したりということがありました。そこで、今回本人の意思確認を明確にするという考え方から、上記のような改正がされました。（2月下旬から施行になっています）

4. 法務局の統廃合が行われました



不動産については

焼津法務局
藤枝法務局
島田法務局

藤枝法務局（正式は支局）

藤枝市青木1丁目4 1

054-641-1158（登記部門）1557（証明係）